

別表6 治療費用の範囲

- (1) 次に掲げる費用のうち被共済者が治療のため現実に支出した金額。
 - ① 医師の診察費、処置費および手術費。
 - ② 医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料。
 - ③ 義手および義足の修理費（ただし、傷害治療費用共済金に限ります。）。
 - ④ X線検査費、諸検査費および手術室費。
 - ⑤ 職業看護師費（日本国外で医師が付添を必要と認めた場合の付添者を含みます。）。
 - ⑥ 病院または診療所へ入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。以下この表において同様とします。）した場合の入院費。
 - ⑦ 入院による治療を要する場合において、病院もしくは診療所が遠隔地にあること、または病院もしくは診療所のベッドが空いていないこと等やむを得ない事情により、ホテル等の宿泊施設（居住施設を除きます。以下この表において「ホテル」といいます。）の室内で医師の治療を受けたとき（医師の指示によりホテルで静養するときを含みます。）のホテル客室料。
 - ⑧ 入院による治療は要しない場合において、医師の治療を受け、医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料。ただし、被共済者が払戻しを受けた金額または被共済者が負担することを予定していた金額はこの費用の額から控除します。
 - ⑨ 救急措置として被共済者を病院または診療所に移送するための緊急移送費。
 - ⑩ 入院または通院〔医師による治療が必要な場合において、病院または診療所に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます。）をいいます。〕のための交通費。
 - ⑪ 入院中の病院もしくは診療所に専門の医師がいないこと、またはその病院もしくは診療所での治療が困難なことにより、他の病院または診療所へ移転するための移転費（治療のため医師または職業看護師が付添うことを要する場合には、その費用を含みます。）。ただし、日本国内の病院または診療所へ移転した場合には、被共済者が払戻しを受けた帰国のための運賃または被共済者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から控除します。
 - ⑫ 治療のために必要な通訳雇入費。
 - ⑬ この共済契約の共済金請求のために必要な医師の診断書の費用。
- (2) 被共済者の入院により必要となった次に掲げる費用のうち被共済者が現実に支出した金額。ただし、1事故に基づく傷害または1疾病（合併症および続発症を含みます。）について20万円を限度とします。
 - ① 国際電話料等通信費。
 - ② 入院に必要な身の回り品購入費（5万円を限度とします。）。
- (3) 被共済者が治療のため入院し、その結果、当初の旅行行程を離脱した場合において、次に掲げるいずれかの費用のうち被共済者が現実に支出した金額。ただし、被共済者が払戻しを受けた金額または被共済者が負担することを予定していた金額については費用の額から控除します。
 - ① 被共済者が当初の旅行行程に復帰するための交通費および宿泊費。
 - ② 被共済者が直接帰国するための交通費および宿泊費。